

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月12日
【四半期会計期間】	第92期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	センコー株式会社
【英訳名】	SENKO Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福田 泰久
【本店の所在の場所】	大阪市北区大淀中一丁目1番30号
【電話番号】	大阪 06（6440）5155（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員総務・経営管理担当 遠山 泰
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝二丁目5番6号
【電話番号】	東京 03（5730）7003（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員ケミカル物流営業本部長 和田 定晋
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） センコー株式会社ケミカル物流営業本部 （東京都港区芝二丁目5番6号） センコー株式会社東京主管支店 （東京都江戸川区臨海町四丁目3番1号） センコー株式会社名古屋主管支店 （愛知県名古屋市西区牛島町5番2号）

（注） 印は金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第92期 第3四半期連結 累計期間	第92期 第3四半期連結 会計期間	第91期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
営業収益（百万円）	165,700	55,691	204,293
経常利益（百万円）	4,765	2,126	6,060
四半期（当期）純利益（百万円）	2,363	1,061	3,061
純資産額（百万円）	-	51,288	49,845
総資産額（百万円）	-	150,560	144,064
1株当たり純資産額（円）	-	466.48	454.03
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	21.54	9.67	27.70
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	19.42	8.71	25.82
自己資本比率（％）	-	34.0	34.6
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	2,361	-	6,297
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	3,417	-	7,880
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	1,351	-	3,183
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	-	12,658	12,317
従業員数（人）	-	6,724	6,704

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．営業収益には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	6,724 [4,594]
---------	---------------

(注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は [] 内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	3,466 [1,725]
---------	---------------

(注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数は [] 内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

2. 従業員数には、退職者9人を含んでおりません。

第2【事業の状況】

1【営業実績】

当第3四半期連結会計期間における営業実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	営業収益（百万円）
運送事業	32,986
流通加工事業	17,543
その他事業	5,161
合計	55,691

（注）1．セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2．上記金額に消費税等は含まれておりません。

3．主な相手先別の営業実績及びそれぞれの総営業実績に対する比率は次のとおりであります。なお、提出会社の実績が大半を占めておりますので、金額は提出会社の実績、比率も提出会社における総営業実績に対する比率を記載しております。

相手先	当第3四半期会計期間	
	金額（百万円）	総営業実績に対する比率（％）
積水ハウス株式会社	5,480	11.8

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融市場の混乱に伴う、急速な株価下落と円高進行により实体经济に深刻な影響を受けております。高騰を続けた原材料価格は下落基調に転じているものの、円高と世界経済沈滞の影響により、輸出の減少に歯止めが掛からず、景気は後退局面に入りました。

物流業界におきましても、個人消費の低迷や企業収益の悪化に伴う設備投資の急激な落ち込みにより、国内貨物輸送量は前年度水準を大幅に下回る厳しい経営環境にあります。

このような環境の中、当社グループは「流通情報企業の確立」を目指した中期経営計画三ヵ年計画の2年目の年として、「流通SCM（サプライチェーン・マネジメント）」の提供により、量販店・小売物流を中心とした業務開拓を推進してまいりました。

また、新たな物流拠点として、茨城県常総市に「内守谷センター新倉庫」、奈良県大和郡山市に「奈良第3PDセンター」、岡山県倉敷市に「水島第3物流センター」、大分県大分市に「中間製品倉庫」を開設、更にはケミカル船「扇泰丸（せんたいまる）」を竣工いたしました。

この結果、連結営業収益は556億91百万円となりました。

一方、利益面におきましては、連結営業利益は21億88百万円、連結経常利益は21億26百万円となり、連結四半期純利益は10億61百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

運送事業

住宅物流での新規開拓効果と、燃料コストアップ分の料金是正が実施できたことにより、事業収入は329億86百万円、営業利益は11億79百万円となりました。

流通加工事業

第2四半期連結会計期間に開設した「市川ファッションロジスティクスセンター」および当第3四半期連結会計期間に開設した「内守谷センター新倉庫」の開設効果により、事業収入は175億43百万円、営業利益は8億44百万円となりました。

その他事業

商事販売事業での荷役資材販売の増収、および人材派遣業の増収により、事業収入は51億61百万円、営業利益は2億16百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前四半期連結会計期間末に比べ27億4百万円(27.2%)増加し、126億58百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは21億86百万円の収入となりました。これは、税金等調整前四半期純利益が20億5百万円、減価償却費が10億56百万円、売上債権の減少額が9億77百万円となった一方、賞与引当金の減少額が11億96百万円、法人税等の支払額が11億17百万円になったこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、10億46百万円の支出となりました。これは、設備投資に伴う有形固定資産の取得に15億4百万円支出したこと等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、15億81百万円の収入となりました。これは、長期借入金による借入を42億50百万円行った一方、短期借入金を19億円返済し、中間配当金を4億14百万円支払ったこと等によるものです。

(3) 対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

前四半期連結会計期間末において計画中であった設備の新設、除却等のうち、当第3四半期連結会計期間において完成したものは次のとおりであります。

事業の種類別 セグメントの名称	設備名	金額(百万円)	着手年月	完了年月
運送事業他	車両代替及び増車	190	H20.10	H20.12
流通加工事業他	荷役設備代替及び増設	89	H20.10	H20.12
その他事業	その他生産設備・非生産性設備	2,885	H20.10	H20.12
合計		3,164		

(注) 上記金額に消費税等は含まれておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	294,999,000
計	294,999,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	111,989,476	111,989,476	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	(注)2
計	111,989,476	111,989,476	-	-

(注)1. 「提出日現在発行数」には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株です。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年6月28日定時株主総会決議(第1回新株予約権(株式報酬型ストックオプション))

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	61(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	61,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1(注)2
新株予約権の行使期間	自平成19年7月21日 至平成39年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	当社及び当社連結子会社の取締役、監査役及び執行役員 のいずれかの地位を有する時は新株予約権を行使する ことが出来ない。(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する ものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式数は、1,000株です。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘

案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。

2. 各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とします。
3. 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当社及び当社連結子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権行使期間の満了日まで、新株予約権を行使できるものとする。
新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。）は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書にて定めるものとする。
4. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
新設分割
新設分割により設立する株式会社
株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
株式移転
株式移転により設立する株式会社

平成19年6月28日定時株主総会決議（第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション））

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数（個）	16 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	16,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 1 (注) 2
新株予約権の行使期間	自平成19年7月21日 至平成39年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	発行価額 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	当社及び当社連結子会社の取締役、監査役及び執行役員 のいずれかの地位を有する時は新株予約権を行使する ことが出来ない。(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する ものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 . 新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数は、1,000株です。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。

2 . 各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付をうけることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とします。

3 . 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社及び当社連結子会社の取締役、監査役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権行使期間の満了日まで、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、1 親等の直系尊属に限る。）は新株予約権者が死亡した日の翌日から 3 ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書にて定めるものとする。

4 . 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

平成20年5月14日取締役会決議（第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション））

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数（個）	71 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	71,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 1 (注) 2
新株予約権の行使期間	自平成20年7月2日 至平成40年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	発行価額 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	当社及び当社連結子会社の取締役、監査役及び執行役員 のいずれかの地位を有する時は新株予約権を行使する ことが出来ない。(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する ものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 . 新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数は、1,000株です。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。

2 . 各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とします。

3 . 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社及び当社連結子会社の取締役、監査役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権行使期間の満了日まで、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、1 親等の直系尊属に限る。）は新株予約権者が死亡した日の翌日から 3 ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書にて定めるものとする。

4 . 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

平成20年6月27日定時株主総会決議（第5回新株予約権（株式報酬型ストックオプション））

	第3四半期会計期間末現在 （平成20年12月31日）
新株予約権の数（個）	22（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	22,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 1（注）2
新株予約権の行使期間	自平成20年7月2日 至平成40年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	発行価額 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	当社及び当社連結子会社の取締役、監査役及び執行役員 のいずれかの地位を有する時は新株予約権を行使する ことが出来ない。（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要す るものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1．新株予約権1個当たりの目的たる株式数は、1,000株です。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。

2．各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とします。

3．新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社及び当社連結子会社の取締役、監査役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権行使期間の満了日まで、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。）は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書にて定めるものとする。

4．当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

平成19年7月3日取締役会決議（2012年7月20日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	4,900
新株予約権の数（個）	980
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	11,922,141（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 411（注）2
新株予約権の行使期間	自平成19年8月3日 至平成24年7月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	発行価額 411 資本組入額 206 （注）3
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	-
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1．本新株予約権の行使により、発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）すべき当社普通株式の数は、本新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額（500万円）の合計額を、下記（注）2により決定される転換価額で除した数とします。但し、本新株予約権の行使の際に生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、当社は会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算します。なお、下記転換価額で算出される新株予約権の目的となる株式の数の最大整数は、第2四半期会計期間末現在で11,922,141株です。

2．新株予約権の行使時の払込金額

- (1)各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。
- (2)本新株予約権付社債の要項に定める転換価額の修正条項の適用により、転換価額は平成20年7月22日以降437円から411円に修正されています。
- (3)転換価額は、当社が本新株予約権付社債発行後、当社普通株式の時価を下回る金額で新たに普通株式を交付する場合には、次の算式により調整されます。なお、次の算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式（当社の保有するものを除く。）の総数を指します。

$$\begin{aligned} & \text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行済株式数} + \text{交付株式数} \times 1 \text{株当たり時価}} \end{aligned}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整されることがあります。但し、当社のストック・オプション・プランに基づく場合その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われません。

- 3．本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1)当社が組織再編等を行う場合、その時点において（法律上の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果）法律上実行可能であり、その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能で、これにつきDaiwa Securities SMBC Europeとの間で合意し、かつその全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出（租税負担を含む。）を当社又は承継会社等（以下に定義する。）に生じさせることなく実行可能であるときは、当社は、承継会社等をして本社債の債務者とするための本新株予約権付社債の要項に定める措置及び本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付をさせるよう最善の努力をしなければなりません。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって本新株予約権付社債又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社を総称していうものとします。

- (2)上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりです。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（ ）又は（ ）に従う。

なお、転換価額は上記1と同様の調整に服する。

- ()合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

- ()組織再編等の場合（当社及び承継会社等が上記（ ）の代わりに本（ ）の適用を選択した場合には、合併、株式交換又は株式移転の場合を含む。）には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された社債を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使できる期間

当該組織再編等の効力発生日又は承継会社等の新株予約権が交付された日のいずれか遅い方の日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された社債と分離して譲渡できない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	243	111,989	50	18,345	50	16,436

(注) 新株予約権付社債の株式への転換による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成20年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,052,000	-	単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 108,947,000	108,947	同上
単元未満株式	普通株式 747,167	-	-
発行済株式総数	111,746,167	-	-
総株主の議決権	-	108,947	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式2,000株(議決権の数2個)が含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄には、自己株式721株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
センコー株式会社	大阪市北区大淀中一丁目1番30号	2,052,000	-	2,052,000	1.84
計	-	2,052,000	-	2,052,000	1.84

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	399	392	434	431	405	406	393	404	399
最低(円)	338	341	378	377	350	341	298	352	345

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の様動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第2 四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3 四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3 四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、大手前監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,658	12,317
受取手形及び営業未収入金	26,902	26,701
商品	666	593
販売用不動産	23	23
貯蔵品	105	103
仕掛品	470	501
その他	3,568	3,925
貸倒引当金	14	19
流動資産合計	44,382	44,148
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 35,826	1 33,955
土地	33,440	33,214
その他(純額)	1 8,594	1 6,108
有形固定資産合計	77,860	73,277
無形固定資産	2,508	1,803
投資その他の資産		
差入保証金	8,001	7,721
繰延税金資産	5,099	5,147
その他	12,929	12,184
貸倒引当金	221	218
投資その他の資産合計	25,809	24,834
固定資産合計	106,178	99,916
資産合計	150,560	144,064

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	20,094	19,995
短期借入金	10,043	12,698
1年内償還予定の社債	7,000	-
未払法人税等	351	1,566
賞与引当金	1,818	2,715
役員賞与引当金	49	77
その他	8,507	7,144
流動負債合計	47,863	44,197
固定負債		
社債	-	7,000
転換社債型新株予約権付社債	4,900	5,000
長期借入金	30,431	25,210
退職給付引当金	9,202	9,334
役員退職慰労引当金	38	35
特別修繕引当金	24	15
その他	6,811	3,425
固定負債合計	51,408	50,021
負債合計	99,272	94,219
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,345	18,295
資本剰余金	16,607	16,553
利益剰余金	17,035	15,554
自己株式	786	717
株主資本合計	51,202	49,686
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	97
為替換算調整勘定	22	32
評価・換算差額等合計	22	129
新株予約権	60	26
少数株主持分	3	2
純資産合計	51,288	49,845
負債純資産合計	150,560	144,064

(2)【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
営業収益	165,700
営業原価	152,483
営業総利益	13,217
販売費及び一般管理費	8,334
営業利益	4,882
営業外収益	
受取利息	96
受取配当金	600
その他	304
営業外収益合計	1,001
営業外費用	
支払利息	674
その他	443
営業外費用合計	1,118
経常利益	4,765
特別利益	
受取補償金	110
特別利益合計	110
特別損失	
リース解約損	135
固定資産除却損	190
ゴルフ会員権評価損	39
特別損失合計	366
税金等調整前四半期純利益	4,510
法人税、住民税及び事業税	1,417
法人税等調整額	728
法人税等合計	2,146
少数株主利益	0
四半期純利益	2,363

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
営業収益	55,691
営業原価	50,751
営業総利益	4,940
販売費及び一般管理費	2,752
営業利益	2,188
営業外収益	
受取利息	32
受取配当金	234
その他	72
営業外収益合計	339
営業外費用	
支払利息	240
その他	160
営業外費用合計	400
経常利益	2,126
特別損失	
固定資産除却損	108
リース解約損	10
ゴルフ会員権評価損	1
特別損失合計	121
税金等調整前四半期純利益	2,005
法人税、住民税及び事業税	306
法人税等調整額	637
法人税等合計	943
少数株主利益	0
四半期純利益	1,061

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	4,510
減価償却費	2,888
固定資産除却損	190
退職給付引当金の増減額(は減少)	131
賞与引当金の増減額(は減少)	903
受取利息及び受取配当金	697
支払利息	674
売上債権の増減額(は増加)	112
たな卸資産の増減額(は増加)	44
仕入債務の増減額(は減少)	1,181
その他	253
小計	5,446
利息及び配当金の受取額	159
利息の支払額	617
法人税等の支払額	2,627
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,361
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	3,188
有形固定資産の売却による収入	219
投資有価証券の取得による支出	155
投資有価証券の売却による収入	28
関係会社株式の取得による支出	134
関係会社株式の売却による収入	3
関係会社出資金の払込による支出	60
その他	129
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,417
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	1,300
長期借入れによる収入	5,750
長期借入金の返済による支出	4,484
自己株式の売却による収入	5
自己株式の取得による支出	72
配当金の支払額	852
その他	295
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,351
現金及び現金同等物に係る換算差額	14
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	281
現金及び現金同等物の期首残高	12,317
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	59
現金及び現金同等物の四半期末残高	12,658

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間より、S-TAFF株式会社は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 33社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、商品については主として先入先出法に基づく原価法、販売用不動産及び仕掛品については個別法に基づく原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、商品については主として先入先出法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、販売用不動産及び仕掛品については個別法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これによる、連結損益計算書への影響はありません。</p>

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)</p>
	<p>(2) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)</p>
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	<p>一般債権の貸倒見積高の算定については、当第3四半期連結累計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度末で用いた貸倒実績率を使用しております。</p>
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断については、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度末の検討において使用した将来の業績予想やタックスプランニングを使用しております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																			
1 有形固定資産の減価償却累計額	57,720百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額	55,830百万円																		
2 偶発債務		2 偶発債務																			
(1) 保証債務		(1) 保証債務																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>保証金額 (百万円)</th> <th>被保証債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扇興物流(上海)有限公司</td> <td>15</td> <td>リース債務に対する連帯保証</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>15</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容	扇興物流(上海)有限公司	15	リース債務に対する連帯保証	計	15	-		<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>保証金額 (百万円)</th> <th>被保証債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新栄運輸株式会社</td> <td>0</td> <td>リース債務に対する連帯保証</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容	新栄運輸株式会社	0	リース債務に対する連帯保証	計	0	-	
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容																			
扇興物流(上海)有限公司	15	リース債務に対する連帯保証																			
計	15	-																			
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容																			
新栄運輸株式会社	0	リース債務に対する連帯保証																			
計	0	-																			
(2) 売掛債権および手形信託に係る偶発債務		(2) 手形信託に係る偶発債務																			
<p>売掛債権および手形債権流動化による買戻し条件付売掛債権および手形売却額2,562百万円に伴う買戻し義務限度額857百万円があります。</p>		<p>手形債権流動化による買戻し条件付手形売却額1,386百万円に伴う買戻し義務限度額301百万円があります。</p>																			

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次の通りであります。	
給与手当	2,778百万円
賞与引当金繰入額	217百万円
役員賞与引当金繰入額	49百万円
退職給付引当金繰入額	212百万円

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次の通りであります。	
給与手当	904百万円
賞与引当金繰入額	217百万円
役員賞与引当金繰入額	16百万円
退職給付引当金繰入額	68百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている現金及び預金勘定の残高とは一致しております。	

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 111,989,476株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,179,043株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 提出会社 60百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	438	4.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金
平成20年10月28日 取締役会	普通株式	438	4.00	平成20年9月30日	平成20年12月9日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

項目	運送事業 (百万円)	流通加工事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益						
(1) 外部顧客に対する営業 収益	32,986	17,543	5,161	55,691	-	55,691
(2) セグメント間の内部営 業収益または振替高	823	1,035	5,627	7,485	(7,485)	-
計	33,809	18,578	10,788	63,177	(7,485)	55,691
営業利益	1,179	844	216	2,240	(52)	2,188

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

項目	運送事業 (百万円)	流通加工事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益						
(1) 外部顧客に対する営業 収益	97,232	50,798	17,669	165,700	-	165,700
(2) セグメント間の内部営 業収益または振替高	2,425	3,032	12,530	17,987	(17,987)	-
計	99,657	53,830	30,200	183,688	(17,987)	165,700
営業利益	2,468	1,935	577	4,980	(98)	4,882

(注)1. 事業区分は、事業内容及びその相互関連性に基づき区分しております。

2. 各事業の主な内容

(1)運送事業	貨物自動車運送事業、特別積合せ貨物運送、貨物自動車利用運送事業、 鉄道利用運送事業、海上運送事業及び内航運送業、港湾運送事業、国際 運送取扱業等
(2)流通加工事業	倉庫業、荷主の構内における原材料及び製品の包装・移動等の作業、 物流センターの運営等
(3)その他事業	石油類販売事業、情報処理機器販売業、情報処理受託業、自動車修理事 業等

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

全セグメントの営業収益の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグ
メント情報の記載を省略しております。

【海外営業収益】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

海外営業収益は連結営業収益の10%に満たないので、海外営業収益の記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)
 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	466円48銭	1株当たり純資産額	454円03銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	21円54銭	1株当たり四半期純利益金額	9円67銭
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	19円42銭	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	8円71銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	2,363	1,061
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,363	1,061
期中平均株式数(千株)	109,738	109,792
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	11,954	12,171
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)
 該当事項はありません。

2【その他】

平成20年10月28日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額・・・・・・・・ 438百万円
- (ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・ 4円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・ 平成20年12月9日

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月10日

センコー株式会社
取締役会 御中

大手前監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 芳朗 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大橋 博 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているセンコー株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、センコー株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。